

A19 物品の販売業務を MS 法人の業務分野に加えることも可能です。

【解説】

診療所では、薬品材料以外に多くの物品を購入して消費しています。それらの仕入れは、物品が多種多様にわたり、かつ、少量のため、想像以上に煩雑なものとなっています。

そこで、医療用の消耗備品の購入・販売、売店経営など、診療に付随して発生する物品の購入・販売の業務も MS 法人の業務分野に加えるとよいでしょう。

販売業務の運営ですが、まず、診療所からの注文に応じて MS 法人が仕入先へ発注します。注文品が到着すると、診療所へ納品しますが、この際必ず検品を受けておきます。なお、売店経営については、MS 法人から診療所へ納品せず、直接患者と取引する形態も考えられます。

販売代金の請求は、その締切日を一定にしておきます。また、在庫は、日常継続的に費消するものについては常時一定の在庫量を決めておき、また個別的なものについては少量かゼロにしておくともよいでしょう。